

平成19年（行ウ）第2号

福井県男女共同参画審議会音声記録非公開処分取消請求事件

原告 寺町知正ほか12名

被告 福 井 県

被告準備書面（1）

上記当事者間の頭書事件につき、被告は以下のとおり弁論を準備する。

平成19年7月24日

上記被告代理人弁護士 野 坂 佳 生

福井地方裁判所 民事都合議2係 御中

第1 本件音声記録の公文書性

1 本件音声記録の利用および保管の実態

原告は、公文書性を判断するにあたり、当該文書が当該職員の判断で処理できるものかどうか（利用実態）、共用の保存場所で保管しているかどうか（保管実態）が判断材料であると主張する。

しかしながら、上記いずれの観点からみても、本件音声記録の利用実態ないし保管実態は、その公文書性を基礎づけるものではない。

すなわち、まず保管実態については、本件録音媒体（MDディスク）が課内に1枚しか存在しないものではなく、10枚セットで購入されており、これらの媒体は、いったんは消耗品の保管棚に置かれるものの、これを利用したい職員は、この中の1枚を保管棚から取り出し（議事録作成の備忘等のために録音媒体を用いる職員は限られている）、その後は、各職員が各自の机の中などで個々に保管している。これは、当該媒体に音声記録が録音された後も、それが消去された後も同様であり、各担当職員が、録音に用いようとする時点で共用保管棚から任意の媒体を取り出して使用し、録音を消去した時点で再び共用の保管場所に戻すというわけではない。本件音声記録を記録した媒体についても

同様である。

もとより、だからといって本件録音媒体が職員の私物と同視できるというわけではないが（例えば異動による他課への転出の際には保管棚に戻すことになる）、そのことと、保管実態において「組織として管理されている」と評価できる程度の共用性を有しないこととは両立可能である。各職員が、公費で購入したノートを各自の机の中で保管し、そのノートに議事録作成のための備忘メモを取ったとして、当該ノートが私物でないことは、当該メモが「組織として管理されている文書」にあたることを基礎づけないのと同様である。

次に、利用実態についても、議事録作成のために音声記録を用いるか否かは各担当職員の判断に任されており、同一職員であっても、議事録作成のために常に音声記録を用いているわけではない。議事録作成のために録音が上司から指示されることはなく、本件音声記録についても、そのような指示はない。

さらに、録音された音声記録の消去についても、上司の同意を得ることなく担当者個々の判断で行われており、議事録の決裁に際して決裁権者が音声記録との照合を行なうこともなされていない。

録音されてから消去されるまでの間に、音声記録が他の職員によって利用されることもない。本件音声記録についても同様である。

2 本件音声記録の公文書性、

前項のような音声記録の利用・保管の実態は、録音対象と無関係ではない。あらゆる音声記録について、その公文書性の有無を一律に扱うことは妥当でなく、例えば、議会の会議録を作成する補助として録音され、委託反訳後も議事録との照合中は議会事務局に保管されるような音声記録と、非公開の審査会において録音され、答申作成の間までの備忘的記録として保管される音声記録とを、公文書性の判断において同列に扱うことはできない。

前者のような音声記録については、必然的に組織として利用・保管がなされることになるであろうと考えられる（もっとも、これも当該音声記録が消去されるまでの間に限ってのことであり、原告ら主張のように、そのことのゆえに音声記録の消去自体が許されなくなるわけではないと考えられる）。他方、後者のような音声記録の場合、一時的・備忘的な紙のメモと同様の備忘録として扱われ、録音あるいは消去も職員個々の判断に委ねられ、組織としての利用・保管がなされないことは、何ら異とするところではない。

そして、本件審議会の設置目的、その（逐語的でない）会議記録を被告がホームページに掲載して公開している趣旨は、答弁書第3項エにおいて主張したとおりであり、そもそも音声記録と照合して逐語的議事録を作成することを予定していないこと等から、本件音声記録の「組織としての利用・保管」がなされていないのであり、本件音声記録は、「実施機関が業務上の必要から組織として管理しているもの」（福井県情報公開条例運用基準）には当たらない。

なお、原告は、審議会設置の当初の事務分担で録音業務が位置づけられ、担当者の事務引継ぎとして継続伝達されたことがうかがわれるとするが、事務分担表において、担当の事務分担として「審議会の音声記録の作成」が掲げられているものではなく、業務実態を考えると、担当職員に求められているのは議事録の作成であって音声記録の作成ではない。

また、原告は、作成された議事録のそれぞれ（乙第3号証）（甲第20号証－1ないし8）を見れば、職制上の管理監督者等からの（音声記録作成についての）指示等があったことは十分に推認できると主張するが、本件音声記録に限らず、審議会の議事内容を会議記録作成のために録音するようとの指示がなされたことはない。録音するか否かは、会議の長さや出席者数などを考慮して各職員が個別的に判断している。

第2 本件条例の解釈運用について

1 原告は、被告が、本件条例の解釈において「平成12年に全面改正される前の福井県情報公開条例の解釈を踏襲して、公文書性の判断において、「決裁または供覧の手続終了後」という判断基準を採用していると主張する。

しかしながら、被告は、本件音声記録が「決裁または供覧の手続が予定されていない」あるいは「その手続が終了していない」から公文書ではないと判断しているものではなく、本件条例の解釈基準である「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるもの」か否かによって公文書性を判断している（本件処分時においても判断した）ものであり、上記非難はあたらない。

2 また、原告は、旧条例における公文書性の解釈が争われた事件の平成16年最高裁判決（原告の求積明に応じて提出する資料4乃至6）が本県情報公開関係判例等実例集【甲25】に掲載されていないことを非難するが、情報公開

関係判例等実例集は、本件条例第7条各号の非公開事由のうち、過去の請求件数からみて代表的なものを選択し、それに該当する主な判例や答申を掲載しているものであるから、このような非難もあたらない。

3 なお、平成16年11月18日最高裁判決にかかる事案は、たしかに「決裁または供覧の手續終了」を公開要件としている条例についての事案であった。

しかしながら、同判決は、「本件処分当時には会議録がいまだ作成すらされていなかったのであるから、そのような段階で会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有する本件テープだけが本件条例2条2号にいう情報に当たると解することはできず、仮に本件条例の目的を定めた1条や解釈・運用指針を定めた3条の趣旨から、できる限り公開の対象を広く解釈するとしても、このような場合にまで情報公開請求を認めるべきものとは解されない。」と判示しているのであって、この判示の趣旨は、必ずしも決裁または供覧手續を公開要件としている条例についてのみ妥当するものとは考えられない。

なぜなら、上記判示は、会議録作成の資料として作成された音声記録が、会議録自体が公開可能となる前に独立して公開対象となることの不合理性を指摘するものであり、この理は、会議録が決裁または供覧手續前に公開可能となるか否かという問題とは無関係に妥当するからである。このことは、上記判決理由が「本件処分当時には会議録がいまだ作成すらされていなかったのであるから」と判示し、「本件処分当時には未だ会議録について決裁・供覧手續が完了していなかったのであるから」と判示していないことから明らかである。

第3 求釈明に対する釈明

1 録音機器に関して

求釈明の前提として、「録音機器は福井県の公費で購入したという」との記載があるが、訴状における原告の主張は、本件音声記録の「媒体」が公費で購入されているとの主張であり、被告の認否も「媒体が公費で購入されている事実」を認めているにすぎないものであって、録音機器が公費で購入されているとの事実については、未だ原告の主張も、これに対する被告の認否もなされていないのであるから、そもそも上記の前提を欠く。

なお、本件録音機器（SONY製ポータブルミニディスクレコーダー、型番4MZ-B10、平成15年2月販売開始）については、平成14年度以降の会計書類に購入を裏付ける支出の記載がなく、備品台帳にも記載がないところから、被告としては公費購入にかかるものではないと認識している。もっとも、利用・保管の実態としては課の備品と同様に利用・保管されているものであり、録音機器が公費購入にかかるものではないことを本件音声記録の非公文書性の評価根拠事実として援用するわけではない。

2 記録媒体に関して

答弁書において認否したとおり、公費で購入したものである。

商品名 AXIA HAPPY COLORS（80分）

購入価格 1,999円（10個）

購入年月日 平成18年3月7日

使用態様は本準備書面「第1」1において主張したとおりである。

3 記録の状況

用済みとなった時点で各職員が適宜音声記録の消去を行うため、原則的には、同一の記録媒体の中に襟数の音声記録が保存されることはない。本媒体の中に現時点において保存されているファイルは、本件音声記録のみである。

4 過去の福井県・公文書公開条例

乙5号証、乙6号証として提出する。

5 最高裁平成16年9月10日判決およびその第1審・第2審判決

資料4乃至6として提出する。